

町名地番の変更手続きについて

～蓮田都市計画事業馬込下蓮田土地区画整理事業の換地処分（事業完了）に伴い、事業区域内の町名、地番が換地処分の公告の日の翌日から変更になります～

平成 2 3 年 1 1 月

蓮 田 市

【目 次】

1. はじめに	1
2. 実施後の住所及び戸籍の表し方について	1
3. 郵便番号について	2
4. 町名地番変更証明書について	2
5. 住所変更通知用ハガキについて	2
6. 町名地番変更に伴う変更手続きについて	3
① 住所変更の手続きが必要なもの	3
② 住所変更の手続きが不要なもの	5
7. その他	7

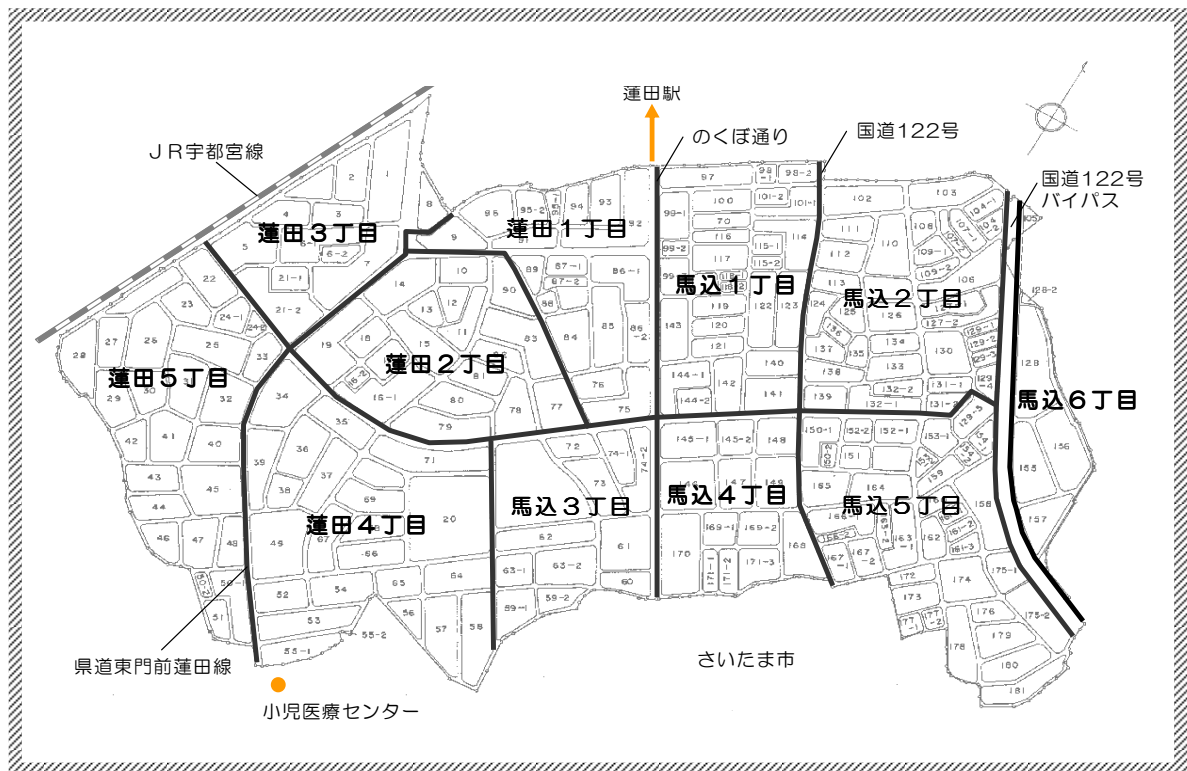
【1】はじめに

みなさまのお住まいになっている地域は、蓮田都市計画事業馬込下蓮田土地区画整理事業の換地処分に伴い、平成24年1月7日（予定）から新しい町名及び地番になります。

これにより、この地域にお住まいの方、事務所等を設置している法人におかれましては、住所や所在地等の変更手続きが必要となるものがあります。

つきましては、住所等がどのように変更になるのか、また、変更後に必要となる主な手続きについてまとめましたので、ご一読ください。

【2】実施後の住所及び戸籍の表し方について



町名地番が変更されると、みなさまの住所や戸籍等が新しい表し方になります。

住所 (所在地)	変更前	蓮田市	大字蓮田 大字馬込	〇〇〇番地〇
	変更後	蓮田市	蓮田△丁目 馬込△丁目	□□□番地
本籍	変更前	蓮田市	大字蓮田 大字馬込	〇〇〇番地〇
	変更後	蓮田市	蓮田△丁目 馬込△丁目	□□□番地

※2筆以上にまたがる場所に家屋がある場合には、市で主要な地番を選択しています。

※マンション、アパート等にお住まいの方は、一部を除きその名称、棟番号、室番号等の変更はありません。

※住所と本籍が同じ方は、変更後の本籍も住所と同じになります。

※本籍を区画整理区域外においでいる方は、変更はありません。

※正式な変更の通知は、平成24年1月の換地処分に合わせていたします。

【3】郵便番号について

新たな町名、地番への変更に伴い、郵便番号は次のようになります。

町名	郵便番号
蓮田一丁目 ~ 蓮田五丁目	349-0115
馬込一丁目 ~ 馬込六丁目	349-0114

※住所が「大字馬込」から「蓮田一丁目～五丁目」になる方、及び「大字蓮田」から「馬込一丁目～六丁目」になる方については、郵便番号も変更になります。

【4】町名地番変更証明書について

ご自身で住所変更の手続きをしていただく際に必要となる証明書です。

「町名地番変更証明書」につきましては、換地処分後（平成24年1月7日以降）に一世帯につき5通の証明書をお送りします。

なお、不足する場合には市役所市民課、駅西口連絡所、平野連絡所にて、本人または世帯員の申請により無料で発行します。

※今回同封いたしました「町名地番変更のお知らせ」は、住所変更等の手続きに関する証明書にはなりませんので、ご注意ください。また、「町名地番変更証明書」は、換地処分により町名及び地番が変更になったことの証明であり、居住を証明するものではありません。

【5】住所変更通知用ハガキについて

換地処分後（平成24年1月7日以降）、正式な通知と併せて、郵便事業株式会社から提供された「住所変更通知用ハガキ」（切手不要）を1世帯あたり20枚お配りいたします。

知人や取引先等への新住所お知らせにご利用ください。

なお、20枚以上ハガキを必要とされる方は、市役所、駅西口連絡所にて配布しますので、ご利用ください。

※【4】【5】の証明書及びハガキは、平成24年1月7日以降の発行となりますので、ご注意ください。

【6】町名地番変更に伴う変更手続きについて

町名地番変更が行われますと、住所変更等の手続きが必要となるものがあります。
詳しくは、各担当課及び取扱機関にお問合せください。

① 住所変更の手続きが必要なもの

件名	対象者	必要書類等	期限	申請先
住民基本台帳カード	顔写真入りカードをお持ちの方	住民基本台帳カード	速やかに	市民課 市民担当 (内線117)
電子証明書 (公的個人認証) ※e-Tax利用者など	住民基本台帳カードをお持ちの方で、電子証明書の交付を受けた方	住民基本台帳カード (顔写真のないタイプのカードをお持ちの方は、顔写真付きの本人確認書類が別途必要になります。)	速やかに	市民課 市民担当 (内線118)
外国人登録証明書	左記証明書をお持ちの方	外国人登録証明書	市役所に来庁した際に	市民課 戸籍担当 (内線116)
身体障害者手帳 療育手帳	左記手帳をお持ちの方	左記手帳、印鑑	市より該当者にお知らせします	福祉課 障害福祉担当 (内線138)
精神障害者保健福祉手帳	左記手帳をお持ちの方	左記手帳、印鑑	速やかに	福祉課 社会福祉担当 (内線135)
自立支援医療受給者証	左記受給者証をお持ちの方	左記受給者証、印鑑	速やかに	福祉課 社会福祉担当 (内線135)
共済年金受給者の住所	左記年金を受給している方	個々の共済組合にご確認ください		
厚生年金・共済組合加入者及びその配偶者(国民年金第3号被保険者)の住所	左記年金に加入している方	勤務先及び個々の共済組合にご確認ください		
自動車運転免許証	運転免許証をお持ちの方で、今回の町名地番変更区域内に住所又は本籍を有する方	住所の変更:免許証、町名地番変更証明書 本籍の変更:免許証、本籍変更証明書	速やかに	管轄の警察署、又は運転免許センター 岩槻警察署 Tel048-757-0110 埼玉県警察運転免許センター Tel048-543-2001

(住所変更の手続きが必要なもの)

件名	対象者	必要書類等	期限	申請先
自動車検査証	自動車(小型、普通、大型)、軽二輪車、自動二輪車を所有している方	自動車検査証、町名地番変更証明書、印鑑	速やかに	関東運輸局埼玉運輸支局 Tel050-5540-2026
軽自動車検査証	軽自動車を所有している方	自動車検査証、町名地番変更証明書、印鑑	速やかに	軽自動車検査協会埼玉事務所 Tel048-725-2626
公共施設予約システム利用者登録	今回の町名地番変更区域内に住所を有する方で、利用者登録をされている方	利用者登録申請書(各施設にも有ります)、町名地番変更証明書	各施設利用申込みの際に	各利用施設(複数施設に登録のある方はいずれかの1施設)
図書館利用券	蓮田市図書館利用券をお持ちの方	図書館利用券、町名地番変更証明書	図書館に来館した際に	蓮田市図書館 Tel769-5198
トレーニングルームメンバーズカード	左記カードをお持ちの方	トレーニングルームメンバーズカード、町名地番変更証明書	体育館に来館した際に	蓮田市総合市民体育館 Tel768-1717
土地・建物登記簿(権利部)	今回の町名地番変更区域内に住所を有する方で、土地・建物を登記している方	登記申請書、町名地番変更証明書、印鑑、委任状(委任する場合)	必要なとき	土地・建物の所在地を管轄する法務局 さいたま地方法務局久喜支局 Tel0480-21-0215
法人の本店、支店及び代表者等の住所	今回の地名地番変更区域内で左記の登記をしている法人の代表者	登記申請書、町名地番変更証明書、印鑑、委任状(委任する場合)	法定期間内に 本店:2週間以内 支店:3週間以内	本店、支店の所在地を管轄する各法務局 さいたま地方法務局(本局) Tel048-851-1000
法人の所在地	今回の町名地番変更区域内で事務所・事業所を設けている法人	法人等の名所変更届等の報告書、町名地番変更証明書、法人の代表者印	法定期間内に(10日以内)	春日部県税事務所 Tel048-737-2206
金融機関の通帳	左記の通帳をお持ちの方	預金通帳、届出印、町名地番変更証明書、本人確認書類など 詳細はそれぞれの金融機関にお問合せください	速やかに	それぞれの金融機関

② 住所変更の手続きが不要なもの

公簿名	変更箇所	注意事項	問合せ先
住民基本台帳（住民票） 印鑑登録原票 戸籍の附票	住所欄	—	市民課 市民担当 内線117
外国人登録原票	〃	—	市民課 戸籍担当 内線116
戸籍	本籍欄	—	市民課 戸籍担当 内線116
選挙人名簿	住所欄	—	選挙管理委員会 内線103
国民健康保険被保険者証 高齢受給者証 限度額適用認定証 特定疾病療養受療証	〃	—	国保年金課 国民健康保険担当 内線109
後期高齢者医療被保険者証 限度額適用認定証 特定疾病療養受療証	〃	—	国保年金課 高齢者医療担当 内線113
介護保険被保険者証 介護保険負担限度額認定証	〃	—	長寿支援課 介護保険担当 内線145
重度心身障害者医療費受給者証	〃	—	福祉課 障害福祉担当 内線138
子ども医療費受給資格証 ひとり親家庭等医療費受給者証 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 子ども手当	住所	—	子ども支援課 児童福祉担当 内線153、154、413
保育園、学童保育所の住所変更	〃	—	子ども支援課 保育担当 内線159
小・中学校の住所変更	〃	国立、県立、私立の学校等については、各校にお問合せください。	学校教育課 学務担当 内線166

(住所変更の手続きが不要なもの)

公簿名	変更箇所	注意事項	問合せ先
畜犬登録原簿	犬の所有者 住所欄、 犬の所在地欄	—	みどり環境課 環境担当 内線222
国民年金・厚生年金受給者の住所変更	住所欄	ただし、日本年金機構において住民票コードが未登録となっている方及び現在の住所と住民票の住所地が一致していない方は、ご自身での手続きが必要となります。	春日部年金事務所 Tel.048-737-7113
国民年金第1号被保険者の住所変更	〃	—	国保年金課 国民年金担当 内線111
土地登記簿 建物登記簿	表題部の 所在地番号 家屋番号	地区内は、市が法務局（登記所）へ依頼し、表題部を書き換えます。ただし、権利部（所有者の住所等）は、本人の申請があるまで変わりません。	さいたま地方法務局久喜支局 Tel.0480-21-0215
郵便局 東京電力 N T T	住所	関係機関が変更しますので、本人手続きは不要です。 携帯電話、ガスなどについては、それぞれの機関にお問い合わせください。 ※東京電力については、新住所の確認のため電話連絡が必要です。	蓮田郵便局 Tel.768-0001 東京電力さいたま支社 Tel.0120-995-442 N T T 東日本 局番なしの116

※詳しくは、市の各担当課・取扱機関へお問合せください。

※上記以外の健康保険証、許認可証、預金通帳、クレジットカードなどをお持ちの場合は、それぞれの機関等にお問合せください。なお、勤務先等への住所変更もお願いします。

【7】その他

平成23年度及び平成24年度中の蓮田市上下水道料金に関する配布物（検針票、納付書、水道メーター交換のお知らせ等）の住所につきましては、住所変換準備中のため旧住所のまま送付させていただきます。

ご不明な点やご質問等がございましたら、下記までお問合せください。

〒349-0193

蓮田市大字黒浜2799番地1

蓮田市役所

TEL 048-768-3111

○住所に関すること

総務部市民課（内線117・118）

○区画整理事業に関すること

都市整備部区画整理課（内線241・242・243・247）